

周南市都心軸景観デザイン方針作成業務委託

参 考 特 記 仕 様 書

令和 7 年 10 月

周南市 都市整備部 都市政策課

第1条 適用範囲

- 1 本仕様書は、周南市が発注する「周南市都心軸景観デザイン方針作成業務委託」に適用するものとする。

第2条 本業務の目的

- 1 周南市都市計画マスタープランでは、徳山港から徳山駅、市役所を通り徳山公園までの区間を「都心軸」として位置付け、広域的な都市拠点の形成や都市としての魅力向上を図ることとしている。これまで、徳山駅周辺整備、新庁舎建設などの拠点形成が進んでいるが、拠点間を繋いだウォーカブルな空間が創出されておらず、拠点整備の効果を面的に波及させるには至っていない。そのため、拠点の更なる強化と併せ、拠点間を繋ぐ御幸通の再整備など歩きたくなる空間の創出が課題となっている。
本業務は、本市の顔である御幸通から現在、整備が計画されている市民館跡地にかけて、居心地が良く歩きたくなるウォーカブルな空間創出を目指し、この区間の一体的な景観デザインの方針を作成するものである。

第3条 業務実施対象範囲（調査検討対象範囲）

- 1 周南市御幸通一丁目地内外（別図参照）

第4条 履行期間

- 1 契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

第5条 配置技術者

- 1 管理技術者及び照査技術者は、本業務を遂行する上で技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者で、下記のいずれかの資格を有する者であることとする。
 - (1) 技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - (2) RCCM（都市計画及び地方計画部門）の資格を有し、登録証書の交付を受けている者。
- 2 照査技術者は管理技術者と兼任できない。

第6条 業務実施内容

- 1 計画準備
 - (1) 業務実施目的等を踏まえ、業務着手に先立ち、業務の実施方針や作業内容、業務工程等について検討を行い、業務計画書を作成するものとする。
- 2 前提条件及び課題の整理
 - (1) 上位・関連計画や現地踏査の結果等を踏まえ、徳山駅北口駅前広場（以下「駅前広場」という。）から市民館跡地にかけての景観的な現状課題を整理する。
 - (2) 令和6年度から実施している、山口県持続可能なまちづくり集中支援事業（以下、「集中支援事業」という。）で整理される課題を、必要に応じて追加する。内容については、別紙「周南市都心軸ウォーカブルなまちづくりビジョン（素案）」を参照のこと。
- 3 景観デザインの方針作成
 - (1) 御幸通から市民館跡地にかけては、景観形成重点地区であり、また、市の玄関口から繋がる重要なエリアであることから、緑と道路、建物が調和した憩いと賑わいの空間となる洗練された都市景観の形成が求められる。そのことを踏まえ、以下について整理する。

1) 駅前広場から市民館跡地にかけての景観デザインの方針

上記を踏まえ、駅前広場から市民館跡地までのまちづくり及び景観における位置付け、目的、ニーズ等を整理し、当該エリアの一体感のある景観形成を目指し、当該エリア全体の景観デザイン方針を作成する。

2) 御幸通の景観デザインの方針

御幸通については、道路空間の再編を検討しており、上記で作成した全体の景観デザイン方針も踏まえた新たな道路構成における、平面計画、幅員構成、道路構造物、道路附属物、ストリートファニチャーなどの形状、色彩などの方針、また、街路樹のあり方などを整理し、御幸通の景観デザイン方針を作成する。

3) 市民館跡地の景観デザインの方針

当該地には、国の合同庁舎、山口銀行、保健センター、文化小ホールなど、事業主体の異なる複数の建築物が整備されることになり、複数の事業主体、機能の連携により、拠点形成として大きな効果が期待される。また、隣接する児玉公園との連携などにより、様々な人々が集う、憩いの空間を創出することも期待される。一方で、事業主体が異なるため、施設デザインの統一性が保たれるか懸念される。

施設整備及び拠点性の効果を高めるためにも、当該地での各施設、また、周辺との景観デザインの統一性が必要であるため、建築物の高さ、色彩、岐山通からのセットバック、広場、動線、植栽配置など、必要な項目を整理し、市民館跡地の景観デザイン方針を作成する。

なお、市民館跡地のエリア整備基本構想・基本計画等については下記 URL を参考とすること。

- ・周南市市民館跡地エリア整備基本構想・基本計画策定支援業務公募型プロポーザルの実施

URL : <https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/2/137170.html>

- ・周南市市民館跡地利活用構想及び（仮称）周南市文化小ホール基本構想・基本計画（中間報告）について

URL : <https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/2/125504.html>

4) 3D 都市モデルの活用

景観に関しては将来イメージなどの分かりやすさが重要である。そのため、市の所有する 3D 都市モデルを活用し、検討及び整理する。なお、作成するデータは市が導入している VR ソフトウェアである UC-win/road（株式会社フォーラムエイト）で閲覧、加工ができるファイル形式とすること。

5) とりまとめ

上記の 1)～3) で検討した景観デザインの方針を本編及び概要版として取りまとめる。ただし、令和 8 年 9 月末までに、第 3 回協議会終了時点の意見を反映させた景観デザイン方針の素案を作成し、発注者へ提出すること。

4 報告書作成

調査検討内容等を取りまとめ、報告書を作成する。

5 打合せ協議

業務実施に必要な打合せ協議を実施する。協議回数は着手時、中間 1 回、成果品納品時の 3 回を想定している。また、着手時及び成果品納品時は管理技術者が出席するものとする。

第7条 業務成果品

(1) 成果品の提出

本業務の成果品は、下記のとおりとする。

- 1) 報告書（A4 版、パイプ式ファイル綴じ） 1 部
- 2) 景観デザイン方針 30 部
- 3) 景観デザイン方針概要版（A3 版カラー印刷） 30 部
- 4) 調査検討内容及び報告書等を記録した電子媒体（CD-ROM 等） 1 部

※提出形式は Microsoft word または Microsoft excel、図面データについては Shape ファイルや AI ファイル等の修正可能なデータ及び PDF データとする。

- 5) その他周南市が必要と認めるもの 1 式

(2) 成果品の帰属

本業務により得られた成果品及び権利は、全て発注者に帰属するものとする。受注者は、発注者の許可なく成果品等を公表、貸与又は使用してはならない。

また、業務完成后、成果品の内容に誤り、不備等が発見されたときには、受注者は速やかに訂正、補足等の必要な対応を行わなければならない。

第8条 周南市ウォークアブルなまちづくり推進協議会

- (1) 本業務は、市が設置する「周南市ウォークアブルなまちづくり推進協議会」（以下、協議会という。）の意見を踏まえて作成するものとする。詳細については「周南市ウォークアブルなまちづくり推進協議会設置要綱」を参照のこと。
- (2) 協議会の運営は市が行うこととし、受託者の運営支援や出席等は業務内容には含んでいない。
- (3) 協議会の開催スケジュール、及び、第 2 回並びに第 3 回協議会で協議する内容については、下記の通りとし、このスケジュールに沿って確実に業務を遂行すること。

・第 2 回協議会

開催時期：令和 8 年 3 月頃

協議内容：御幸通、市民館跡地のデザインの考え方

御幸通：課題整理、平面計画・標準断面複数案、配置機能

市民館跡地：デザインルール（コンセプト、高さ、セットバック、色彩、素材など）、ゾーニング（建物、広場、動線）

・第 3 回協議会

開催時期：令和 8 年 6 月頃

協議内容：御幸通、市民館跡地のデザイン方針案に対する意見聴取

御幸通：平面計画、施設配置、ファニチャーデザイン

市民館跡地：デザインルール、ゾーニング、動線、植栽配置、ファニチャーの提案・検討（国庁舎設計業者と調整）

- (4) 第 3 回以降の協議会で聴取した意見等についても、景観デザイン方針（案）の修正・反映を行うこと。

第9条 その他の事項

- (1) 本業務は、特に定めのあるものを除き、山口県業務委託共通仕様書に基づき実施するものとする。
- (2) 本業務の実施に必要な資料等は、貸与可能なものについて委託者が受託者に貸与するものとし、その内容は協議のうえ定める。